

## 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 整理表

事業名	概要	補助対象の考え方
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	<p>介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備するための事業に対する経費の支援。</p> <p>(対象事業の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2方向から出入りできる家族面会室の設置</li> <li>・ 家族面会室の複数設置や拡張</li> <li>・ 家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置</li> <li>・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置</li> <li>・ 家族面会室がない場合の新規整備</li> </ul>	<p>○新規整備の場合は、家族と利用者が接することがないように面会室の出入り口を複数設けること。</p> <p>○面会室設置以外の経費は補助対象外。</p> <p>〔 ・ 机、椅子、消毒液を設置する棚、消毒液等の備品購入費          ・ 老朽化した床や壁等の補修等既存設備の修繕に係る経費 〕</p> <p>○簡易陰圧装置の設置にあたっては、「介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業」と同様の取り扱いとする。</p> <p>○空気清浄機やエアコンは対象外。</p> <p>○設置式の面会室については、面会者と施設内入居者等の導線を分離した上で、簡易陰圧装置又は換気設備等により、汚染された空気が施設内に流入しないような場所に設置できることを前提に可とする。</p>